

現行の運転技能検査の目的

新規に運転免許を取得する者と同等の運転技能があることを確認するものではなく、加齢に伴う身体機能の低下等により安全運転が期待できないほど運転技能が低下している者について、運転免許証等の更新をしないこととするもの。

【令和２年度調査研究で示された考慮要素】

- 新規に運転免許を取得する際の技能試験と同じ内容・基準とするのではなく、安全運転が期待できないほど技能水準が低い場合に不合格とするもの
- 受検者の納得感を得られやすい、裁量性の低い客観的な採点基準を設定すること

見直しに係る検討の方向性（案）

- 安全運転が期待できないほど運転技能が低下している者の運転免許証等の更新をしないこととする一方、その他の高齢運転者についてはより安全運転を促すというバランスに配慮した制度とすること
- 都道府県公安委員会における実施体制や効率性を考慮すること
- 高齢運転者による交通事故を防止するため、運転技能検査の合格者の交通事故等の分析等を踏まえた更なる対策を講じる必要があること

現行の運転技能検査の目的等は維持しつつ、分析結果等から得られた内容を基に必要な対策について検討

高齢運転者の交通事故状況や運転技能検査の合格者の交通事故等の分析結果等を踏まえ、運転技能検査の内容や実施方法に焦点を当てて検討し、その充実に係る方向性について結論を得る。

併せて、今後の中長期的な高齢運転者対策についても意見交換を行う。